

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する社会・経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主の皆様とお客をはじめ、取引先、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を築くと共に、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善し的確な経営の意思決定、それに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監視を可能とする経営体制を構築すると共に、個々人のコンプライアンス意識を高めるため研修・教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】－【補充原則1-2-4】

2018年3月現在、機関投資家、外国人株主の持ち株比率は相対的に低く、コストを勘案し、見送っております。今後、各保有比率動向を踏まえ、必要と判断した場合、採用する方針です。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】－【補充原則4-1-3】

最高経営責任者等の後継者につきまは、個々の業績、人格、見識等をして、候補者を絞り込んでいくこととなりますが、後継者計画といった具体的な手続きやプランを明示しているものではありません。今後、最高経営責任者等の後継者計画について、その要否も含め、取締役会において検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現状1名ですが、適材があれば、2名以上としていく方針であります。社外取締役は独立した立場で客観的かつ幅広い視点から経営の監督を行うとともに、経営戦略に関する高い見識と豊富な経験を当社経営に活かし、企業価値の向上に貢献しております。当社は現状、業績・規模等の環境を総合的に勘案、3分の1以上の独立社外取締役を選任することは考えておりません。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】

取締役は5名を選任しており、うち1名は社外取締役となっております。少人数による議論が可能な体制を維持しつつ、当社の事業に関する深い知見を備える取締役や、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言などコーポレートガバナンスの充実に資することのできる社外取締役を選任するなど、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる構成としております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、当社の経営戦略の進展に応じて人材の登用を行い取締役会の機能強化を図り、実効性を高めていくことが今後の課題と認識しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】－【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会全体の実効性の評価・分析は実施しておりませんが、当社取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するとともに、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督しております。また、社外役員はその、豊富な経験や専門的な知識に基づき、適宜助言・提言を行っておりますので、取締役会として充分機能を果たしていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社の保有する株式は、取引の維持・強化及び株式の安定等を保有目的の基本的な方針としております。資産の効率性を念頭に置いた見直しを適宜行い、必要に応じて取締役会に諮っております。

中長期的な経済合理性等を検証し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却をすすめるなど、政策保有株式の縮減に努めております。

また同株式に係る議決権行使は、その議案が保有方針に適合しているか、発行会社の企業価値の向上を期待できるかなどを総合的に判断して行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役と当社が取引を行う場合は、会社法及び取締役会規程に基づき、事前に独立役員である社外取締役、社外監査役の出席する取締役会にて十分な審議のうえ決議を行います。

取締役を除く主要株主等、関連当事者との取引についても、重要な取引については、同様の取扱いとします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の退職年金制度は、確定拠出企業年金のため、企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、経営理念、中期経営計画を当社ホームページ、東京証券取引所の適用開示制度にて開示しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示いたします。

(3)現在は固定報酬及び業績に連動した現金報酬となっております。今後、中長期的な業績に連動する報酬の導入等を検討してまいります。

(4)当社は、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たって、業務執行を担当する取締役については、取締役として

の人格および識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者の中から経験と実績を考慮し、当社の持続的な成長に貢献できる人材を候補としております。

また、社外取締役については、「執行と監督の分離」をさらに強固なものとするべく、「社外役員の独立性についての考え方」の基準をすべて満たすことに加え、高度な専門的知識を有する人材や、経営および業務執行に関する豊富な経験と高い見識のある人材を候補としております。

監査役については、中立的および客観的な視点から監査を行うことができる人材を候補とし、社外監査役については、前述の基準に加え、企業会計などの専門的知識を有している人材を候補としております。

なお、候補者につきましては上記の方針を踏まえ、代表取締役社長が提案（監査役候補者については監査役会の同意を得て提案）し、株主総会付議議案として独立した社外取締役が出席する取締役会で決議しております。

取締役・監査役・経営陣幹部の解任につきましては、法令、定款違反、善管注意義務違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が発生した場合には取締役会に先立ち、独立社外取締役に対して解任事由等の説明を行い適切な助言を得たうえで、取締役会において決議し、取締役・監査役においては株主総会に解任の付議を行います。

(5) 上述の「各原則を実施しない理由」の通りです。

〔原則4-1 取締役会の役割・責務（1）〕－〔補充原則4-1-1〕

当社は原則月1回の月例取締役会および必要に応じ臨時取締役会を開催し法令・定款で定められた事項、経営に関する重要な意思決定、業務執行の監督を行っております。

執行責任者は、「ホールセール事業部」「大型店事業部」「商品本部」「管理本部」「貸しビル事業部」の各分野で取締役、執行役員が選任され、取締役会で決定された事業計画に基づき、各分野における施策の決定や業務執行を行っています。

また、業務執行取締役、執行役員で構成する役員連絡会を原則週2回開催し、諸課題の協議や情報交換等を行っています。

〔原則4-9〕

有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」にて開示しております。

〔原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕－〔補充原則4-11-1〕

当社取締役会は、業務執行の監督と重要な方針決定を行うことから、その構成メンバーについては、多様かつ豊富な経験や幅広い視点、高度な専門知識を有する取締役で構成されることが望ましいと考えております。

なお、取締役の選任に関する方針・手続きは、上記〔原則3-1、情報開示の充実〕の4に記載しておりますので、ご参照ください。

〔原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕－〔補充原則4-11-2〕

社外取締役、社外監査役の他社での兼務の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

〔原則4-14 取締役・監査役のトレーニング〕－〔補充原則4-14-2〕

取締役及び監査役は、役割と責務を全うするため必要な知識や情報等を取得するべく、外部セミナーや他社との交流会に参加しております。当社はその費用を支援しております。

また常勤監査役は（社）日本監査役協会の会員としてセミナー参加等を通じて知見を高め、他の監査役との情報交換を行っております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、管理本部長をIR担当としており、管理本部長が、経営企画部、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署と日常的に連携を図っています。

正確な情報を公平かつタイムリーに提供するとともに、双方向のコミュニケーションを重視し、株主・投資家の皆様の当社への理解を一層深めていただきます。

以上により、適切な理解に基づく投資判断を頂き、更なる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エムエフ長堀	1,180,000	7.03
長堀クリエイト株式会社	800,000	4.76
株式会社りそな銀行	766,475	4.56
第一生命保険株式会社	704,000	4.19
長堀守弘	573,509	3.41
株式会社常陽銀行	534,000	3.18
長堀慶太	525,291	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀行	407,500	2.42
長堀不二代	373,000	2.22
株式会社北陸銀行	332,000	1.97

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
富樫直記	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富樫直記	○	----	経営の客観性と中立性を保つため独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

連携している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤亮輔	他の会社の出身者													○
篠原繁	他の会社の出身者							△						
岩上和道	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤亮輔	○	税理士	経営の客観性と中立性を保つため当該監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として判断しております。
篠原繁	○	----	経営の客観性と中立性を保つため当該監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として判断しております。
岩上和道	○	----	経営の客観性と中立性を保つため当該監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として判断しております。

独立役員関係

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在は一定限度の定額報酬をもって各取締役に職務に専念していただいておりますが、各取締役の業績向上への意欲を高めることも有意義であり、今後報酬体系について検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告書および有価証券報告書に取締役、監査役の別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

取締役会、監査役会等での情報交換を随時行う体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は5名から構成され、原則月1回開催し、業務執行状況の報告および業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。なお、必要に応じ役付取締役を中心とした常務会を開催し重要な業務執行への対応を行っております。また、週1回、取締役、常勤監査役、執行役員が出席して行われる役員連絡会と部長クラス、関係会社社長も参加してのグループ連絡会も随時開催し、社内外、当社グループ全体の諸問題について情報交換を行っております。
内部監査は、社長直轄の内部統制室を設け、日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は取締役5名で構成され、うち1名が社外取締役であります。監査役会は監査役3名で構成され、全員が社外監査役であります。当社の規模・業態等を勘案、経営の効率性と同時に経営監視機能を有効に働かすために、社外取締役を選任することにより取締役による業務執行に対するチェック機能の実効性を高めております。さらに監査役、会計監査人による社内・社外からの経営監視を受けることにより、効率的で透明性の高い経営管理体制を確立することを目的として現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針として社業を通じて企業を取り巻くあらゆる利害関係者の最大多数最大幸福の実現を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	毎月1回、本社周辺の清掃活動を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループでは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレートガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係人）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適性、財務報告の信頼性を確保するとともに関連法規・定款を遵守する経営を実現してまいります。

そのため、以下の内部統制に向けた管理体制の確立を図ります。

1. 取締役・従業員の職務の執行が法および定款に適合することを確保するための体制。
2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項。
6. 取締役および従業員、子会社取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制。
7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制。
8. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制。
9. 反社会的勢力の排除に向けた体制。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない経営方針を貫くことを基本方針としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

平成18年5月施行の会社法に基づき業務の適正を確保する体制のため、内部統制システムに関する基本方針を同年5月に決定し経営企画室から内部監査部門を独立させて併せて内部統制を統括する部門の配置も含め、内部統制に向けた管理体制の確立を図っております。

【コーポレートガバナンス】

参考資料: 模式図

